

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・ 担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
	200	B									地方に対する規制緩和	土木・建築		
201	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	災害公営住宅の入居者資格要件の規制緩和	一般災害に係る災害公営住宅の整備事業で建設する災害公営住宅の「入居者資格要件」について、公営住宅法23条の規定により一定の所得以下の者が対象となっているが、災害により住居が滅失した者を対象として、過去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。	災害公営住宅整備事業(一般災害)の入居者資格として収入要件が規定されているため、2018年9月6日に発生した胆振東部地震において、住宅を失ったにもかかわらず、災害公営住宅に入居できない者がいる。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公的住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公的住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難となっている。被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更なる人口流出を招いている。	公営住宅法23条 公営住宅法施行令6条 (大規模災害の場合、被災市町地理復興特別措置法21条の適用がある)	国土交通省	厚真町、安平町、むかわ町		須賀川市、川崎市、熊本市	○一般災害時に住宅を失った被災者に対して、収入要件によって自主再建ができない人のために、規制を緩和すべき。 ○現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理を解消することができる。		